

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：みやぎ県南中核病院企業団

1. 全職員に係る情報

(単位：%)

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	59.33
任期の定めのない常勤職員以外の職員	38.48
全職員	54.82

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

(単位：%)

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

(単位：%)

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	77.89
16～20年	62.33
11～15年	66.68
6～10年	66.68
1～5年	53.30

【説明欄】

- ・医師とその他の職種で給与水準が大きく異なっている。
- ・全職員のうち、約70%が女性であるが、給与水準の高い医師については男性の割合が高く、一人あたりの平均給与と比較した場合に給与の差異に影響を与えている。
- ・本庁部局長・次長相当職は女性が1名のみであるため公表対象外としている。本庁課長相当職・本庁課長補佐相当職については男女の一方に該当者がおらず公表対象外としている。本庁係長相当職は該当者なし。
- ・勤続年数36年以上、31～35年の職員においては該当者がいないため（病院開設が平成12年のため。）公表対象外としている。26～30年の職員は該当人数が少ないため公表対象外としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。